

■ 本庄市入学準備金貸付制度のご案内 ■

本庄市では、経済的な理由により高校・大学等への進学が困難なお子さんを持つ保護者に対して、入学に必要な費用の貸付けをおこなう入学準備金貸付制度を設けています。

1. 貸付けを受けられる人

高校・大学等へ進学を希望する生徒の保護者で、次の要件を満たすと教育委員会が認める人。

- 1 本庄市に住民登録され、引き続き1年以上居住している。
- 2 お子さんの高校・大学等への入学が確実である。
- 3 市税を完納している。(市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税)
- 4 入学準備金の調達が困難である。(世帯所得が基準以内※1であること。)
- 5 連帯保証人が1人以上あること。

《連帯保証人の要件》

- ア 返済を保証し得る資力がある20歳以上の独立した生計を営む人。
- イ 市税を完納している人。(市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税)
- ウ 本庄市の育英資金又は入学準備金の貸付けに係る保証を他にしていない人。

定職に就かず収入がない人、収入が少なく扶養されている人(市民税が非課税である人)、年金等の生活資金となる収入しかない人、生活保護を受けている人等は該当しません。

※1 【目安】父(45歳会社員)、母(45歳パート社員)、子2人(18歳高校3年生・15歳中学3年生)の4人家族(持家)で、父母の給与所得(給与所得控除後の金額)の合計が381万円のご家庭。(あくまで目安なので、詳しくはご相談ください。)



2. 貸付額及び利子

- ・貸付額 高校等 250,000円以内
大学等 500,000円以内
- ・貸付利子 無利子

3. 返済方法

貸付けた翌月から起算して6ヶ月経過した後から返済開始。(債務者は保護者。)
高校等は25ヶ月以内、大学等は50ヶ月以内で割賦返済。

4. 申請手続き

《受付期間》 [令和2年1月10日\(金\)まで](#)

《提出先》 学校教育課(市役所4階)

《申請時の提出書類》

- 1 「入学準備金貸付申請書」(様式第1号)
- 2 「家庭調書」(様式第2号)
- 3 本人の「市税に滞納がない証明書」

※ [平成31年1月2日以降](#)に本庄市に転入した世帯員がいる場合には、転入者の「所得課税証明書(控除金額の記載があるもの)」が必要です。

5. 貸付決定

教育委員会で審査後、「入学準備金貸付審査結果通知書」を申請者全員に通知します。

《貸付決定後の提出書類》

- 1 「借用証書」(様式第4号)
- 2 連帯保証人の「住民票」、「印鑑登録証明書」、「納税証明書」
- 3 入学許可証明書の写し(入学前)及び在学証明書(入学後)
- 4 「本庄市入学準備金口座振込依頼書」

滞納がある人や、市民税が非課税である人は、連帯保証人になれません。